各WG提言の進捗状況について

平成23年12月

プロバイダ責任制限法検証に関する提言 進捗状況

- 提言概要 (平成23年7月21日公表)
- プロバイダ責任制限法について運用状況を踏まえ検証した結果、<u>現時点で法改正する必要</u>性は特段見受けられない。
- 携帯電話による通信においてIPアドレスでは発信者を特定できない場合があるため、 発信者情報開示の充実が図られるよう<u>開示対象に携帯電話の個体識別番号を新たに追加する</u> よう総務省令の改正を検討すべき。



平成23年9月15日に発信者情報開示に関する関係省令を改正 携帯電話端末のいわゆる「個体識別番号」を、開示される発信者情報の範囲に追加。

- 発信者情報開示の迅速化が図られるよう<u>関係者間の意思疎通を円滑にすることをガイドラインに追加</u>するため、また、プロバイダ等の適切な判断が図られるよう<u>新たな裁判例をガイドライン</u>に追加するために、ガイドライン等検討協議会において、<u>ガイドラインを改訂することが望ましい。</u>



<u>平成23年9月「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」にて、関係ガイドライン改訂</u>

- 名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについては、主に裁判例を追記
- ・発信者情報開示関係ガイドラインについては、主に裁判例及びP2Pによる権利侵害に関する対応等を追記、弁護士による開示請求の簡素化

迷惑メールへの対応の在り方に関する提言 進捗状況

- 提言概要(平成23年7月21日公表)
- ー 特定電子メール法について運用状況を踏まえ検証した結果、<u>現時点で法改正すべき事項は</u>ないが、執行を強化していくことが必要。



特定電子メール法違反事業者に対して、措置命令9件実施(平成23年4月~12月)

総務省・消費者庁において、広告宣伝メールの配信について利用者同意取得方法に関する 注意事項の追加、簡便な広告宣伝メールの配信停止方法に関する例示の追加など、ガイドラ インの改正を検討すべき。



「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正 広告官伝メールの配信について利用者同意取得方法に関する注意事項、簡

広告宣伝メールの配信について利用者同意取得方法に関する注意事項、簡便な広告宣伝メールの配信停止方法に関する例示等、広告宣伝メール送信事業者が留意すべき点を追加 (平成23年8月31日)

- 迷惑メールを送信側で防止する技術であるOP25Bが未導入の中小規模等の電気通信事業者等において、今後、費用対効果の視点を踏まえつつ、OP25Bを導入していくことが求められる。また、ドメイン名を詐称されると悪影響が大きい政府、自治体、金融機関等が送信する電子メールに関して、送信ドメイン認証技術への対応を推進することが求められる。



- ・ <u>ISPにおけるOP25B等の導入状況調査を行い、(財)日本データ通信協会迷惑メール</u> 相談センターHP上に公開(平成23年11月1日)
- <u>・迷惑メール対策推進協議会において、自治体、金融機関関係団体等に対して、</u> 送信ドメイン認証技術の説明会等を実施(随時)

■提言概要(平成23年10月28日公表)

- 一 今後の青少年インターネット環境整備施策が沿うべき<u>5つの基本方針を確立</u>。
- 一 法改正等の法律による対応ではなく、まずは民間による自主的な取組に期待。
- 主要な課題に対応するために、各関係者に自主的な対応を求め、更に安心なインターネット利用環境の整備を行う。
- ー スマートフォンから無線LANを通じてインターネットに接続するサービス及びスマートフォン上のアプリケーションソフトに対する課題を提示し、関係者に期待される役割を提言。
 - 安心ネットづくり促進協議会において本年10月にスマートフォン利用作業部会が設置され、 来年3月末の取りまとめに向けて検討中
- 青少年のインターネット利用につき保護者が一義的な責任と権利を持つとする基本方針からすれば、保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も重要な政策ターゲットとすべき。
- インターネット上の危険への対処に係るインターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し、定期的に公表していくことが必要。



<u>総務省にて「青少年のインターネットリテラシー指標に関する有識者検討会」を</u> <u>設置し検討中</u>